

重要事項等説明書		ご契約いただく保険の内容について		契約概要			
保険金の種類		お支払いする保険金の内容		保険金をお支払いできない主な場合			
死亡保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	左記保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。		●故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンクグラライダーなど）を行っている間のケガ ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技（競技場における競技に準じる行為を含みます。）、競争、興行または試運転をしている間のケガ ●レーサー、競輪選手など危険な職業に従事している間のケガ ●ご契約期間の初日からその日を含めて10日以内に発症された左記の【対象となる感染症】（新規契約の場合のみ）など ※地震、噴火、津波によるケガは補償されます。 ※左記の《特定感染症危険特約》について①の【対象となる感染症】以外の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は補償の対象となりません。			
	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に所定の割合を乗じた額をお支払いします。既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。						
後遺障害保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために事故発生日からその日を含めて180日以内に入院または入院した場合には、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の入院に対し、1,000日を限度として、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。						
入院保険金	偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて1,000日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、所定の手術 [※] を受けた場合、次の算式により算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 【お支払いする手術保険金の額】 <table><tr><td>①入院中[※]に受け入れた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）</td><td>②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）</td></tr></table> ※4 お支払いの対象となる手術につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 ※5 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために入院している間をいいます。	①入院中 [※] に受け入れた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）	②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）				
①入院中 [※] に受け入れた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）	②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）						
手術保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために事故発生日からその日を含めて180日以内に入院または入院した場合には、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の入院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、韌帯損傷などのケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など）を固定するために医師の指示によりギプスなど [※] を常時装着したときはその日数について通院したものとしなします。 ※6【通院】は医師による治療を受けるものをいい、往診を含みます。なお、次のような通院は通院保険金のお支払いの対象となりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院 ※7ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 【ご注意】通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。						
通院保険金	※1 これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。 ※2 死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めたときは被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。 ※3 ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、その影響がなかったときと保険金をお支払いします。（骨粗しょう症の影響によりケガの程度が重くなったとき など） ＜第三者の加害行為などによるケガ＞死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金をお支払いする場合で、その原因が第三者の故意による加害行為の結果生じたケガ（ただし、警察署に届け出たものにかぎります。）、またはひき逃げ（自動車、原動機付自転車との衝突などで、加害者が事故発生日からその日を含めて60日を経過しても特定できないもの）によるケガのときは、お支払いする上記各保険金の額が2倍となります。 ＜【特定感染症危険補償特約】について＞次の感染症を発症された場合には、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、入院保険金は発症した日からその日を含めて180日以内の入院に対し180日を限度として、通院保険金は発症した日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日を限度として、お支払いします。また、その感染症を原因として、発症した日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の金額を葬祭費用保険金としてお支払いします。 【対象となる感染症】…【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」または新型コロナウイルス感染症 ^{（※）} （例） 結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、急性灰白髄炎（ポリオ）、細菌性赤痢など（2022年3月現在） （※） 新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。）であるものにかぎります。						
家財・身の回りの品の補償	○損害保険金 偶然な事故により被保険者所有の家財・身の回り品（携行品を含みます。）に損害が生じた場合、その損害が生じた地および時における新規購入費用 ^{※1} によって算出した額を損害保険金 ^{※2} としてお支払いします（1事故につき3,000円を自己負担していただきます。）。ただし、ご契約期間を通じて家財保険金額が限度となります。 ※1 同一の質、用途、規模、型、能力のものを新規購入するのに要する額（修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額）をいいます。ただし、貴金属・宝石・美術品などについては時価（損害が生じた地および時における保険の対象の価額）によって損害額を算定します。 ※2 時価によって損害額を算出する他の保険契約などがある場合には、損害額から他の保険契約などで支払われた保険金を控除した残額を損害保険金とします。 ○臨時費用保険金 下記※3の事故を原因として損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1事故につき100万円が限度となります。 ○残存物取上げ費用保険金 下記※3の事故を原因として損害保険金をお支払いする場合で、損害が生じた家財・身の回り品（携行品を含みます。）の残存物の取上げに必要な費用が生じたときにその実費をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。 ※3 火災、落雷、破裂・爆発、台風、旋風、暴風などの風災、雹災、雪崩などの雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ、暴落、集団行動・労働争議に伴う暴行 ○失火見舞費用保険金 被保険者の自宅（敷地内の家財を含みます。）から発生した火災、破裂・爆発によって第三者の建物などに損害を与えた場合で、損害保険金をお支払いするときは、1被災世帯あたり20万円をお支払いします。ただし、1事故につき合計で家財保険金額の20%が限度となります。 ○水道管修理費用保険金 被保険者の自宅の専用水道管が凍結によってこわれ、これを修理された場合、修理費用の実費をお支払いします。ただし、1事故につき10万円が限度となります。 【ご注意】 ○貴金属・宝石・美術品などは、損害額が1個、1組または1対のものについて30万円を超える場合、損害額を30万円とみなします。 ○通貨・乗車券などは、損害額の合計額が5万円を超える場合、それらのものの損害額を5万円とみなします。 【次の物は保険の対象となりません。】○サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ○船舶、自動車、自宅外に所在する間の自転車（原動機付自転車を含みます。）、およびこれらの付属品 ○有価証券（通貨、小切手、乗車券は保険の対象となります。）、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、旅券など ○義歯、義肢、コンタクトレンズなど ○稿本、設計書 ○動物、植物 ○危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンクグラライダーなど）を行っている間のそのスポーツのための用具 ○コンピュータのプログラムまたはデータ ○業務のために使用される物および商品 など			●故意または重大な過失による損害 ●地震、噴火、津波による損害 ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●家財・身の回り品の欠陥、自然の消耗、ねずみ食い、虫食い、猫さ傷、塗装のはがれなど ●偶然な外来の事故を直接の原因としない電氣的事故または機械的事故（ただし、これらによって発生した火災または破裂・爆発による損害は保険金をお支払いします。） ●置忘れまたは紛失 ●詐欺または横領 など			
	家財保険金	日常生活上の偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損保ジャパンの同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。ただし、レンタル用品などの各種借用財物の損壊については、ご契約期間を通じて借用財物保険金額が限度となり、この場合1事故につき3,000円を自己負担していただきます。（賠償金額の決定には事前に損保ジャパンの承認を必要とします。） 【ご注意】 次の借用財物の損壊は補償の対象となりません。 ○通貨、預貯金証書、その他の有価証券 ○自動車、ゴルフカート、原動機付自転車、船舶、航空機 ○危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンクグラライダーなど）を行っている間のそのスポーツのための用具 ○動物、植物 など					
賠償責任金	日常生活上の偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損保ジャパンの同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。ただし、レンタル用品などの各種借用財物の損壊については、ご契約期間を通じて借用財物保険金額が限度となり、この場合1事故につき3,000円を自己負担していただきます。（賠償金額の決定には事前に損保ジャパンの承認を必要とします。） 【ご注意】 次の借用財物の損壊は補償の対象となりません。 ○通貨、預貯金証書、その他の有価証券 ○自動車、ゴルフカート、原動機付自転車、船舶、航空機 ○危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンクグラライダーなど）を行っている間のそのスポーツのための用具 ○動物、植物 など			●故意による事故 ●地震、噴火、津波による事故 ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故 ●職務遂行に直接起因する事故 ●自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故 ※原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートにより他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりした場合は賠償責任保険金をお支払いします。（借用したゴルフカート自体の損害に対しては保険金をお支払いできません。） ●被保険者および被保険者と同居するご親族に対する損害賠償責任 ●借用財物の自然の消耗、性質によるかび・変色、ねずみ食い、虫食い ●借用財物の置忘れ、紛失 など			
キャンセル費用保険金	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族が亡くなれたり、ケガ・病気により入院されたことによって、被保険者が次のサービス（亡くなられた日または入院の日からその日を含めて31日以内に提供されるサービス）の提供を受けられなくなった場合に、被保険者または法定相続人が負担されたキャンセル費用（取消料、払戻しを受けられない費用または支払された費用）をお支払いします（1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額を自己負担していただきます。）。また、被保険者に同行される被保険者の配偶者もサービスの提供を受けられなくなった場合には、配偶者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用もお支払いします。ただし、ご契約期間を通じてキャンセル費用保険金額を限度とします。 【対象となるサービス】○旅行契約に基づくサービス ○旅館、ホテルなど宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ○航空機・船舶・鉄道、自動車などによる旅客の輸送サービス ○宴会・パーティのために使用する施設の提供およびそれに付帯するサービス ○運動・教養などの趣味の指導、教授または施設の提供のサービス ○演劇・音楽などの公演・展示・興行などのサービス			＜キャンセル費用保険金、救済者費用保険金共通＞ ●故意または重大な過失に起因する費用 ●犯罪行為、闘争行為に起因する費用 ●無資格運転、酒気を帯びた状態で運転に起因する費用 ●地震、噴火、津波、戦争、暴動または核燃料物質の有害な特性などに起因する費用 ●むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに起因する費用 ●妊娠、出産、早産、流産による入院に起因する費用 など ＜キャンセル費用保険金固有＞ ●地震、噴火、津波による入院に起因する費用 など ＜救済者費用保険金固有＞ ●危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンクグラライダーなど）を行っている間の事故に起因する救済者費用 など			
救済者費用保険金	被保険者が（1）に該当したときに、被保険者または被保険者の親族が負担された（2）の費用をお支払いします。ただし、ご契約期間を通じて救済者費用保険金額が限度となります。 （1）保険金のお支払いの対象 ○被保険者の搭乗される航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合○急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 ○山岳で偶然な事故以外の事由（発病・道迷いなど）により、被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 ○被保険者が自宅外で偶然な事故によりケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または継続して14日以上入院された場合 （2）対象となる費用 ○捜索・救助費用 ○交通費（救済者2名分限度） ○宿泊費（救済者2名分かつ1名につき14日分限度） ○移送費用 ○渡航手続費・現地での通信費など（国外20万円、国内3万円限度）						
【すべてのご契約にセットされる特約】 臨時費用保険金および残存物取上げ費用保険金の支払対象事故に関する特約、天災危険補償特約（ケガのみ）、特定感染症危険補償特約、入院保険金・手術保険金支払日数延長および通院保険金支払対象期間延長特約（1,000日）、賠償事故の解決に関する特約、無事故戻しに関する特約、保険契約の自動継続に関する特約							

SJ22-00942：2022年4月25日作成

2022年度京王グループ新団体傷害保険

京王グループ退職者の皆さまへ

団体割引

25%

※適用の内容につきまして
は、中面をご覧ください。

くらしの
安心保険
「マスト」

MUSTⅢ

無事故戻し
20%

「必ずご確認ください」

【ご継続の皆様へ】

ご好評をいただいております「くらしの安心保険：MUSTⅢ」ですが、保険会社の商品統廃合により2022年10月以降の更新ができなくなりました。多くの方にご愛顧いただいている補償を1日でも永くお届けするため、2022年9月25日付で現在の契約を解約・更新し、新たな1年間、2023年9月25日まで補償を可能としました。

・同条件での補償をお考えのお客様におかれましては、手続きは必要ございません。

・無事故キャッシュバックは該当のお客様に、10か月分を返戻いたします。

・保険料につきましては別紙「くらしの安心保険：MUSTⅢ 販売停止に伴うご案内」をご覧ください。

【新規でご加入の皆様へ】

2022年9月25日から2023年9月25日まで1年限定の補償となります。

誠に勝手なご案内となり申し訳ございません。2023年9月25日以降は新たにご提供する商品を準備しており追ってご案内を差し上げます。今後とも皆様に安心していただける商品を取り揃えて参りますのでご理解のほどお願い申し上げます。

詳細は別紙「くらしの安心保険：MUSTⅢ 販売停止に伴うご案内」をご確認ください。

ご 契 約 期 間		2022年9月25日午後4時から2023年9月25日午後4時まで（1年間）	
ご 加 入 方 法	新規加入の場合	くらしの安心保険「MUSTⅢ」の加入依頼票に必要事項をご記入のうえ、ご署名（フルネーム）またはご捺印のうえ担当者までご提出ください。	
	ご継続加入の場合	前年と同一プラン（型）で継続加入いただく場合は「加入依頼票」のご提出は不要です（自動継続方式）。 ※次のいずれかに該当する場合は「加入依頼票」に必要事項をご記入、ご署名（フルネーム）またはご捺印のうえご提出ください。 ①継続されない場合 ②前年のプランや加入依頼票の記載内容を変更される場合 ③特定の方を死亡保険金受取人に定める場合（前年のご契約と同一の方を死亡保険金受取人に定める場合も、あらためてご提出ください。）	
加入申込締切日		2022年7月25日(月)	団体保険契約者 京王電鉄株式会社
書類提出先(取扱代理店)	京王観光 保険事業部 〒151-0061 東京都渋谷区初台1-54-2 京王初台1丁目ビル 電 話 03(5351)7135 F A X 03(5351)5617 鉄道電話 8740 受付時間 平日の9:15 ～ 18:15		引 受 保 険 会 社
	SOMPO 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第五部第四課 〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 Tel.03-3231-4155 受付時間：平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。) 公式ウェブサイト https://www.sompo-japan.co.jp/		



◇このパンフレットは団体くらしの安心保険「MUSTⅢ」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入の前に「注意喚起情報のご説明(保険のご加入に際して、お客さまに特にご注意ください情報に記載した書面)」と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入いただきますようお願い申し上げます。ご加入手続きその他この保険の詳細については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
◇この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき構成員などを被保険者(保険の補償を受けられる方)として締結する団体保険契約です。
◇ご加入の際には、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

●ご加入いただける方の範囲

加入依頼人	京王グループの退職者にかぎります。(ただしアルバイトは除きます。)
被保険者ご本人*	上記加入依頼人およびその家族(加入依頼人の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹)にかぎります。 ※「被保険者ご本人」とは、保険の補償を受けられる方で加入依頼票の被保険者ご本人欄に記載される方をいいます。

※加入依頼人または被保険者ご本人がご加入いただける方の範囲外となった場合は必ず、取扱代理店までご連絡ください。

ご加入にあたっての注意事項

- 加入依頼人と被保険者ご本人が異なる場合や被保険者となる方が加入依頼人以外にもいらっしゃる場合には、このパンフレットに記載された内容を必ずその方にもご説明ください。
- ご加入後2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

●補償地域

補償項目	補償地域
●家財・身の回り品 ●ケガ(傷害) ●賠償責任*4 ●キャンセル費用 ●救援者費用	国内・国外

●被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

補償項目	パーソナルコース	カップルコース	ファミリーコース
ケガ(傷害)、キャンセル費用、救援者費用	被保険者ご本人*1	被保険者ご本人*1 + 配偶者*2	ご家族全員*3
家財・身の回り品、賠償責任*4	ご家族全員*3	ご家族全員*3	

*1 保険の補償を受けられる方で、加入依頼票の被保険者ご本人欄に記載されている方をいいます。
*2 被保険者ご本人の婚姻の相手方をいい、内縁の相手方*1および同性パートナー*2を含みます。
※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦とみとめられないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。
※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。
(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
*3 次の①から④の方をいいます。
①被保険者ご本人 ②被保険者ご本人の配偶者 ③被保険者ご本人またはその配偶者の同居のご親族 ④被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方)
*4 賠償責任の補償については、次のいずれかに該当する方も被保険者となります。
・被保険者ご本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者ご本人を監督する方(被保険者ご本人の親族にかぎります。)。ただし、被保険者ご本人に関する事故に限ります。
・上記*3の②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
(注)被保険者ご本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

各種制度・サービス

20% 無事故キャッシュバック
ご契約期間を通じて無事故であった場合には、お払い込みいただいた保険料の20%をお返しいたします。

- この保険のご契約者およびそのご家族の皆さまのための無料電話相談サービスです。
(電話番号はご契約後にお届けする安心ガイド(ご契約のしおり)に記載しています。)
- 1 健康・医療相談サービス 病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。
 - 2 医療機関情報提供サービス ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日診療にもらえる医療機関情報などをご提供します。
 - 3 メンタルヘルス相談サービス 臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。
(利用時間) 平日:午前9時30分～午後7時 土曜日:午前11時～午後6時(日・祝日、12/29～1/4は休業)
 - 4 法律相談サービス(予約制・30分) 法律のご相談を専門家が電話でお応えします。
(利用時間) 平日:午前10時～午後5時(土・日・祝日、12/31～1/3は休業)
※30分程度の一般的なご相談にお応えします。
 - 5 日常緊急サービス* 24時間・365日体制で、日常生活の緊急事態の際に専門業者を手配します。
※作業費用や出張費用などの実費はお客さまのご負担となります。
●家の鍵の開錠 ●水道の故障 など

(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際は、お名前、証券番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料となる場合があります。
(注6) 「5.日常緊急サービス」において、手配・紹介した専門業者・修理業者による作業の着手までにお時間がかかる場合、または手配・紹介ができない場合があります。

自動継続方式とは、ご契約の継続をご案内した際に、特段の意思表示がない場合には前年度同等条件(特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は毎年加入依頼票のご提出が必要です。)でのご加入を希望されたものとみなし、加入依頼票の提出を不要としてそのままご契約が継続される方式をいいます。なお、継続された場合には、毎年加入者証を発行します。
ご注意 1. お客さまより継続の中止を希望された場合には、加入申込締切日までに加入依頼票に記入のうえ取扱代理店または損保ジャパンにご提出ください。
2. 次のような場合には、損保ジャパンよりご連絡のうえ継続を中止させていただくことはあります。
①死亡保険金をお支払いした場合 ②保険金請求事故が多発した場合 など

※このパンフレットに記載の保険料は、前年のご加入者数により決定した団体割引25%を適用した保険料となっております。
※記載のサービスは、2022年4月現在のものです。サービスの内容は予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください
万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする可能性がありますので、ご注意ください。
・取扱代理店(ご連絡先は、ご加入後にお届けする加入者証に記載しています。)
・損保ジャパン事故サポートセンター 0120-250-119(受付時間:24時間365日)
・この保険の対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)
この損害賠償請求を受けた際には、お客様に代わって損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
- 必ず事前にご相談ください
賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保

ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ損保ジャパンとご相談されずに示談金や賠償金を支払われた場合には、その金額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

○保険金の代理請求人制度について(保険金請求についての重要なお知らせです。)
被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃるときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

○ご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または損保ジャパンより保険金請求手続きに関してご案内します。

○保険金請求権につきましては時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損保ジャパンの保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先(おかけまちがいにご注意ください。)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
(一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター)【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料) 受付時間:平日の9:15～17:00(土日・祝日、年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

補償内容

ケガ(傷害)の補償

24時間365日、これで安心!



交通事故により亡くなられた。



火災によりヤケドをして後遺障害が生じた。



階段を踏み外し骨折をして入院した。



料理中にケガをして通院した。

日常生活におけるさまざまなケガを補償します。

- 入院は事故発生日からその日を含めて1,000日まで補償します。(事故発生からその日を含めて180日以内に入院されていることが必要です。)
- 第三者の故意による加害行為や、「ひき逃げ」によるケガの場合は、お支払いする死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金の額が2倍となります。
- 天災(地震、噴火、津波)によるケガや0-157など特定の感染症も補償します。

- 特定の感染症も補償します。さらに特定感染症葬祭費用として300万円補償します。

ご注意 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。
薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院

家財・身の回り品の補償

「こわれた」「燃えた」も、これで安心!



火災により家財が焼失した。



泥棒が入り家財が盗難の被害にあった。



うっかりカメラをこわしてしまった。



台風による水害で家財が使えなくなった。

家財や身の回り品に生じた、さまざまな偶発的な事故を補償します。

- ご契約金額を限度に新規購入費用で補償します(修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額となります。)。ただし、1事故につき3,000円を自己負担していただきます。

ご注意 サーフボード、コンタクトレンズなど、保険の対象とならない物があります。詳しくは、裏面記載の「ご契約いただく保険の内容(家財保険金)」をご覧ください。

賠償責任の補償

示談交渉サービス付

「ケガをさせた」「うっかりこわした」も、これで安心!



自転車で通行人にぶつかりケガをさせた。



水もれを起こし、階下の住民に損害を与えた。



人から借りたビデオカメラをこわしてしまった。

日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。

- レンタル用品をはじめ借用中の物品を誤ってこわした場合も補償します。(借用財物の事故については1事故につき3,000円を自己負担していただきます。)
- 事故の際に、示談交渉サービスをご利用いただけます。
「賠償責任の補償」「家財・身の回り品の補償」等を複数のご契約にセットされた場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異やご契約金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

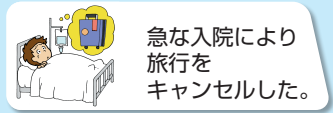
賠償事故の示談交渉サービス

この保険の対象となる賠償事故(日本国内で発生した事故にかぎります。))により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。
※ただし、賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。



キャンセル費用保険金+救援者費用保険金



急な入院により旅行をキャンセルした。



山歩き中に遭難し、警察に救助された。

入院などにより、旅行などのサービスをキャンセルしたときのキャンセル費用を補償します。
●対象となるサービスは裏面記載の「ご契約いただく保険の内容(キャンセル費用保険金)」をご覧ください。
●1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%(に相当する額のいずれか高い額を自己負担していただきます。)
山岳での「道迷い」や「発病」などにより緊急な捜索・救助活動が必要となった場合の救援者費用を補償します。
※キャンセル費用の補償および救援者費用の補償については、必ずセットでご加入いただきます。

おすすめのご加入プランと保険料

◇「くらし」のあらゆる場面で「安心」を提供するくらしの安心保険「MUSTⅢ」*

*「MUSTⅢ」はくらしの安心保険のペットネームです。

◆「MUSTⅢ」は生活のリスクをまとめて補償します。

くらしの安心保険「MUSTⅢ」は、さまざまな補償をひとつにした総合補償型の商品です。お得な保険料でご加入いただけます。

◆次の型・コースよりお選びください。

ご希望の型・コースを、加入依頼票の型・コース欄にご記入ください。

◆保険料は2022年11月に、ご指定いただいた口座より引落としさせていただきます。(一時払)

●パーソナルコース

(保険期間1年・団体割引25%適用)

補償の内容			プラン			
			S	A	B	D
ご契約金額(保険金額)	ケガ(傷害)	死亡・後遺障害	500万円	100万円	250万円	500万円
		入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	7,500円
		通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円
		感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	家財・身の回り品の補償 (自己負担額3,000円)		—	100万円	100万円	100万円
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	—	1億円	1億円
		借用財物	10万円	—	10万円	10万円
	キャンセル費用		10万円	—	10万円	10万円
	救済者費用		400万円	—	400万円	400万円
	一時払保険料		25,070円	27,250円	31,610円	50,140円
実質保険料		(20,056円)	(21,800円)	(25,288円)	(40,112円)	

●カップルコース

補償の内容				プラン				
				S	A	B	D	
ご契約金額(保険金額)	ケガ (傷害)	ご本人	死亡・後遺障害	500万円	100万円	250万円	500万円	
			入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	7,500円	
			通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円	
		配偶者	死亡・後遺障害	ご本人の補償と同額				250万円
			入院保険金日額					3,750円
			通院保険金日額					2,500円
			感染症葬祭費用					300万円
	家財・身の回り品の補償 (自己負担額3,000円)			—	100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	—	1億円	1億円		
		借用財物	10万円	—	10万円	10万円		
	キャンセル費用			10万円	—	10万円	10万円	
	救援者費用			400万円	—	400万円	400万円	
一時払保険料			43,600円	40,330円	46,870円	65,400円		
実質保険料			(34,880円)	(32,264円)	(37,496円)	(52,320円)		

●ファミリーコース

補償の内容				プラン				
				S	A	B	D	
ご契約金額 (保険金額)	ケガ (傷害)	ご本人	死亡・後遺障害	500万円	100万円	250万円	500万円	
			入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	7,500円	
			通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円	
		配偶者 ご家族	死亡・後遺障害	ご本人の補償と同額				250万円
			入院保険金日額					3,750円
			通院保険金日額					2,500円
			感染症葬祭費用					300万円
	家財・身の回り品の補償 (自己負担額3,000円)			—	100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	—	1億円	1億円		
		借用財物	10万円	—	10万円	10万円		
	キャンセル費用			10万円	—	10万円	10万円	
	救援者費用			400万円	—	400万円	400万円	
一時払保険料			81,750円	66,490円	78,480円	97,010円		
実質保険料			(65,400円)	(53,192円)	(62,784円)	(77,608円)		

※保険料(一時払)欄の()内の保険料は、無事故キャッシュバック20%をお返しした場合、実質負担した保険料となります。

※すべてのご加入プランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、「ご契約いただく保険の内容」について一ケガ(傷害)の補償—手術保険金—をご覧ください。

※ご加入にあたっては、口数は原則おひとりにつき1口までとさせていただきます。

ご継続のみプラン

●パーソナルコース

補償の内容			プラン		
			C	E	F
ご契約金額(保険金額)	ケガ (傷害)	死亡・後遺障害	350万円	750万円	1,000万円
		入院保険金日額	3,750円	11,250円	15,000円
		通院保険金日額	2,500円	7,500円	10,000円
		感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
	家財・身の回り品の補償(自己負担額3,000円)		100万円	100万円	100万円
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	1億円	1億円
		借用財物	10万円	10万円	10万円
		キャンセル費用	10万円	10万円	10万円
		救済者費用	400万円	400万円	400万円
	一時払保険料		33,790円	68,670円	87,200円
実質保険料		(27,032円)	(54,936円)	(69,760円)	

●カップルコース

補償の内容				プラン		
契約金額(保険金額)	ケガ (傷害)	ご本人	死亡・後遺障害	C 350万円	E 750万円	F 1,000万円
			入院保険金日額	3,750円	11,250円	15,000円
			通院保険金日額	2,500円	7,500円	10,000円
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
		配偶者	死亡・後遺障害	350万円	250万円	250万円
			入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円
			通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
	家財・身の回り品の補償(自己負担額3,000円)			100万円	100万円	100万円
	賠償責任	日常生活賠償		1億円	1億円	1億円
		借用財物		10万円	10万円	10万円
	キャンセル費用			10万円	10万円	10万円
	救済者費用			400万円	400万円	400万円
	一時払保険料			50,140円	83,930円	102,460円
実質保険料			(40,112円)	(67,144円)	(81,968円)	

●ファミリーコース

補償の内容			プラン			
			C	E	F	
①契約金額(保険金額)	ケガ (傷害)	ご本人	死亡・後遺障害	350万円	750万円	1,000万円
			入院保険金日額	3,750円	11,250円	15,000円
			通院保険金日額	2,500円	7,500円	10,000円
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
		配偶者 ご家族	死亡・後遺障害	350万円	250万円	250万円
			入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円
			通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
	家財・身の回り品の補償(自己負担額3,000円)		100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	1億円	1億円	
		借用財物	10万円	10万円	10万円	
	キャンセル費用		10万円	10万円	10万円	
	救済者費用		400万円	400万円	400万円	
	一時払保険料		83,930円	114,450円	134,070円	
実質保険料		(67,144円)	(91,560円)	(107,256円)		

「MUSTⅢ」の特徴

自転車で通勤中に転倒して、スーツは破れるし、おまけに骨折したんだというんなリスクをカバーする保険ってあるのかな？



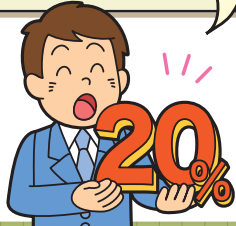
それなら
くらしの安心保険MUSTⅢが
良いですよ！
ケガの補償はもちろん、
家財・身の回り品の損害や
賠償事故も補償します！
天災によるケガや0-157など
特定の感染症の補償など、
1つ1つの補償も
充実しています！



保険料は、
やっぱり掛け捨て
なんでしょ？



無事故キャッシュバック20%が
ついていますよ！ ご契約期間中
無事故の場合は、払い込んでいた
だいた保険料の20%を返します。



京王グループ新団体傷害保険 引受ガイドライン

京王グループ新団体傷害保険はグループ社員の皆さまの相互扶助の制度であり、安定的な運営を目指しております。また、団体割引率は、被保険者数と損害率(支払保険金÷保険料)で決定され、保険金お支払額が増加した場合、損害率が悪化し、割引率が低くなってしまいます。そこで、京王グループ新団体傷害保険をより魅力ある「福利厚生制度」として永続的に維持・発展させていくために、引受ガイドラインを下記の通り設けました。著しく保険金請求の頻度が高いなど、ご加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、ご継続加入をお断りする場合や補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

* 損保ジャパンは次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、京王電鉄株式会社および京王グループ各社に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・ 飲酒運転などの法令違反 ・ 事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 等	基本的に翌年度以降の保険契約についてはお引受けできません。
B	同一保険期間内で事故3回以上 または過去2年間で事故4回以上	・ 加入者単位 家族型であれば1家族全体で、夫婦型であれば夫婦で左記数値を合算します。	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。
C	過去2年間で通院保険金の支払金額が合計で「50万円」を超過した場合		ご加入条件についてはお客様のご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
D	その他割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう申し入れが行われた場合 等	

おケガの場合に、医師による診察(診療)を受けていただきますようお願いいたします。

傷害保険金は、「医師による治療が必要な場合において、病院または診療所にて医師の治療を受けたご入院・ご通院」に対してお支払いします。